

緊急事態・まん延防止措置でお困りの方

6月16日～

政府の「月次支援金」

法人

個人事業者

20 (月額上限)
万円

10 (月額上限)
万円

幅広い業種が対象です

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、以下の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等が対象です。

- ①商品・サービスを反復継続して販売・提供してきた飲食店が対象月に休業・時短営業したことにより、対象飲食店との直接取引からの事業収入が減少したことによる影響
- ②対象飲食店に商品・サービスを自らの販売・提供先を経由して販売・提供してきたが、①の影響により、対象月に販売・提供先との取引からの事業収入が減少したことによる影響
- ③対象措置を実施する都道府県の個人顧客に対して、商品・サービスを継続的に販売・提供してきたが、対象月の対象措置によって同個人顧客が外出自粛等したことにより、対象月に同個人顧客との取引からの事業収入が減少したことによる影響
- ④③の影響を受けた事業者の商品・サービスを反復継続して販売・提供してきたが、対象月に同事業者との直接取引からの事業収入が減少したことによる影響
- ⑤③の影響を受けた事業者の商品・サービスを販売・提供先を経由して反復継続して販売・提供してきたが、対象月に販売・提供先との取引からの事業収入が減少したことによる影響

<支給額の計算方法>

2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上 = 支給額

※計算例：19年1月の売上60万円、21年1月の売上20万円の場合
60万円 - 20万円 = 40万円 → 支給額 = 法人20万円、個人10万円

民商が申請をサポート

制度開始と同時に、民商が申請をサポートします。

まずは相談の事前予約を！

※民商は給付金の増額や対象の拡大など、中小業者支援策の充実を政府に要望しています。

お近くの民商にご相談を